

小矢部市新庁舎整備基本計画（案）



令和 6（2024）年 11 月

小矢部市

目 次

第 1 章 新庁舎整備に係るこれまでの経緯	1
1. 令和 6 年 1 月 1 日発生の能登半島地震について	1
2. 基本計画の策定にあたって	3
3. 基本計画の位置づけ	4
4. 現状と課題	5
第 2 章 新庁舎整備の基本理念	8
1. 基本理念	8
2. 基本方針	8
第 3 章 新庁舎整備にあたっての組織配置の整理（分散から集約へ）	9
1. 分庁舎機能の現状	9
2. 分庁舎機能集約の基本的な考え方	9
3. 分庁舎機能集約方法の比較	9
第 4 章 新庁舎の主要な機能	10
1. 災害対策拠点機能	10
2. 窓口・相談機能	11
3. 市民交流機能	12
4. 議会機能	13
5. 執務機能	14
6. ユニバーサルデザイン	16
7. 維持管理の容易性、経済的に優れた機能	17
8. 環境配慮機能	18
第 5 章 新庁舎の規模	19
1. 職員数の設定	19
2. 建物の規模	20
3. 駐車場等スペースの規模	20
4. 必要諸室	21

第6章 新庁舎の施設計画22

1. 敷地の概要	22
2. 建物配置エリア	24
3. 周辺道路整備計画.....	24
4. 階層の比較とフロア構成	25
5. 構造計画	26
6. 県産材の活用.....	27
7. 段階整備計画.....	28

第7章 新庁舎の事業計画29

1. 事業手法の検討	29
2. 財政計画	30
3. 事業スケジュール	30

第1章 新庁舎整備に係るこれまでの経緯

1. 令和6年1月1日発生 of 能登半島地震について

令和6年1月1日に、能登半島西方沖から佐渡島西方沖にかけて伸びる活断層を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震が発生しました。この地震により、小矢部市内でも震度5強を観測し、本庁舎においても、各階の執務スペース、廊下、階段等における壁や柱のひび割れ、外壁タイルの剥落、庁舎各所における窓ガラスの破損、水道管の損傷による漏水、正面玄関前の土間のひび割れなど、多数の被害を受けました。



柱せん断破壊



内部ひび割れ1



内部ひび割れ2



外壁タイル剥落1



外壁タイル剥落2



窓ガラスの破損



正面玄関前の土間のひび割れ



キャビネット等の転倒

発災直後に実施した応急危険度判定においては、下記の所見が述べられています。

- ①今回の地震により構造体及び外装材内装材を含めて建物は大きな被害を受け、構造体である柱や壁に多数のクラック、割れや隙間仕上材モルタル等の剥離が多くみられたこと。
- ②建物が地盤沈下もしくは躯体の浮きが大きく生じており、建物には大きなダメージがあったと考えられること。
- ③現状では倒壊する可能性は低いと考えられるが、今後の地震の規模によっては、倒壊の危険性また周辺部にも危険を生じさせるリスクがあると考えられること。

また、本庁舎の構造体である柱に大きな被害が見られたことから、構造体の専門家に調査していただいたところ、ひび割れが斜めに生じるせん断破壊が発生しており、耐震性能が低下しているため、現庁舎耐震化よりも改築が望ましいと総合的に判断されたところです。

さらに、構造体である柱の補修工事過程において、柱内部の被害の大きさがあらためて明らかになり、施工業者及び設計監理する設計事務所からも建物の建替えが急がれるとの所見が出されています。

2. 基本計画の策定にあたって

阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震では、防災拠点である庁舎が被災し、災害対応や市民生活の復旧・復興に大きな影響を与えました。これにより、庁舎が市民の安全を守るための重要な拠点であることが再認識され、大規模地震時にも業務を継続できる耐震安全性や防災機能の確保が求められています。

本市においては、平成 30 年度に実施した耐震診断結果やコンクリート中性化試験の結果を踏まえ、現庁舎の耐震化や建替が検討され、令和元年 12 月に策定した基本構想においては、耐震対策の基本方針を「現庁舎耐震化」としました。

しかし、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により構造体に大きな被害を受け、専門家の調査結果により、『建替え』が望ましいと総合的に判断されたところです。

さらに、現庁舎は令和 6 年度で築 60 年を迎えること、 I_s 値が 0.3 未満であること、また、カーボンニュートラルや自治体 DX 推進など新たな社会的ニーズにも対応する必要があることから、本庁舎の耐震対策は「建替え」を基本方針としました。

「小矢部市新庁舎整備基本計画」（以下「本計画」という。）は、令和 6（2024）年 3 月に改訂した「小矢部市本庁舎耐震対策基本構想」（以下「基本構想」という。）を踏まえた上で、庁舎整備にあたり具体的な条件を定めることを目的として策定するものです。

(1) 建設地について

新庁舎の建設地は、下記の 5 つの観点から比較検討を行い、令和 6 年 5 月に開催した「市長とのタウンミーティング」における市民の意見を踏まえ、総合的に判断し『現在地』としました。

- ・ 新たな用地取得の必要がない市有地であること
- ・ スピード感をもって整備が可能であること
- ・ 安全・安心な場所であること
- ・ まちづくりに資すること
- ・ 財政負担の軽減が図られること



市長とのタウンミーティング



3. 基本計画の位置づけ

本計画は、基本構想で示した整備方針の実現に向け、新庁舎に求められる機能を具体化し、施設の規模、空間構成の方針、財政計画、事業スケジュールについての考え方を示します。そして基本設計、実施設計といった施設計画の検討を行う際に必要な諸条件を示すものとなります。

■基本構想

現庁舎の課題等を把握・整理し、新庁舎の必要性、基本理念、基本方針、求められる機能、概算規模、建設場所等についての考え方を整理したもの。

■基本計画

基本構想で整理された新庁舎の考え方を踏まえ、具体的な機能、規模等を示したもので、基本設計に必要な与条件を整理し設定するもの。

■基本設計

基本計画で示された設計の与条件に基づき、敷地条件や法令等を考慮して、平面・立面・断面等基本的な図面をまとめたもの。

■実施設計

基本設計の図面をもとに、実際に工事を行うために、材料・寸法・数量・費用・意匠等を、詳細な図面・積算としてまとめたもの。

■建設工事

実施設計図書に基づき、新庁舎を建設するもの。

4. 現状と課題

(1) 庁舎の概要

①建物概要は、下表のとおりです。

	庁舎			倉庫	車庫
		事務室 増築	便所 増築		
建築年次	昭和39年	平成元年	平成5年	昭和39年	昭和39年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階層	塔屋3階 地上5階 地下1階	地上5階	地上1階	地上2階	地上1階
延べ面積	4,976.20㎡	495.75㎡	18.09㎡	216.00㎡	368.50㎡
	合計：5,490.04㎡				

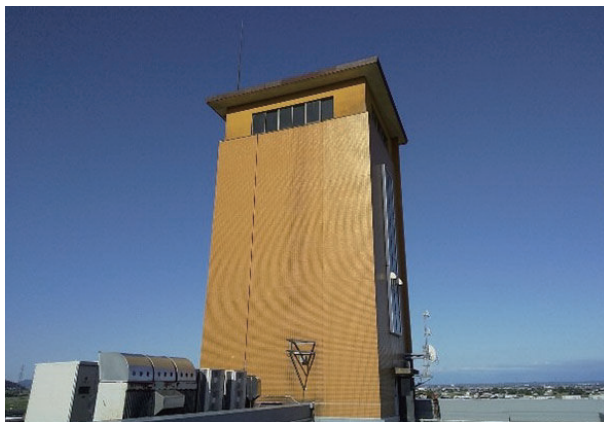
②敷地概要は、下表のとおりです。

	庁舎敷地	庁舎用駐車場	第1職員駐車場	第2職員駐車場
敷地面積	7,094.83㎡	282.22㎡	984.25㎡	617.00㎡
駐車台数	92台	16台	57台	23台

(2) 本庁舎の現状

①耐震性能の不足

平成30年度に耐震診断を行った結果、官庁等が目標とする「耐震安全性」Ⅱ類を下回り、耐震性能を満足していないとの判定がなされています。



塔屋



ベランダ構造



執務空間（壁面の少なさ）



鉄骨外部階段

②建物の老朽化

庁舎は、建築後 60 年（令和 6 年度時点）が経過していることから。建物の老朽化による雨漏り、コンクリートのひび割れ等が見受けられ、改修が必要です。



犬走の沈下



雨漏り



壁のひび割れ



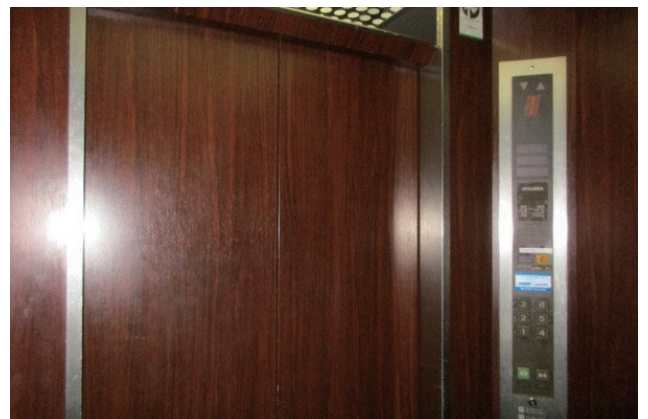
サッシの腐食

③設備の老朽化

電気室設備、エレベータ・空調設備等については、更新から 25~30 年が経過し、また、一部設備や給水・排水管等においては、建築当時のものもあり、更新が必要です。



空調機器（平成 7 年更新）



エレベータ（平成元年取替）

④狭隘（きょうあい）な執務空間

高度情報化社会の進展に伴う各種 OA 機器の導入、収納・会議スペースの確保等により、執務スペースは狭隘しているため、十分な執務空間を確保できる耐震対策の選択が必要です。



狭隘な執務空間



廊下（収納・更衣室の不足）



露出配線

(3) 新庁舎の必要性

現庁舎は「能登半島地震による構造体への被害」、「耐震性能の不足」、「建物・設備の老朽化」により、市民の安全・安心の確保や災害対策の拠点としての機能が十分ではありません。

また、狭隘な執務空間、一部の行政機能が総合保健福祉センターへ分散していることは、市民サービスや業務効率の低下を招く要因となっています。

令和 6 年度で築後 60 年を迎える現庁舎に対し、今後の改修によりコンクリート中性化の進行を抑制しながら建物維持を図る方法では、庁舎の抱える課題を解決するには限定的であり、抜本的な解決方法として建替えによる新庁舎整備が必要です。

現庁舎の現状と課題

- | | |
|--------------|--------------|
| ①能登半島地震による被害 | ④狭隘な執務空間 |
| ②耐震性能の不足 | ⑤災害対策拠点機能の不足 |
| ③建物・設備の老朽化 | ⑥行政機能の分散 |

災害対策拠点施設としての新庁舎の整備
総合保健福祉センターの機能を集約

第2章 新庁舎整備の基本理念

1. 基本理念

新たなニーズに対応した庁舎のあり方を改めて示すとともに、まちづくりの拠点、災害時における災害拠点施設となる新庁舎を目指し、基本理念を定めます。

新庁舎の基本理念

小矢部市の「人・歴史・まち」がつながり、
安心して暮らせる災害対策拠点施設としての市庁舎

2. 基本方針

現庁舎の課題等を踏まえ、新庁舎の基本理念を実現するため、5つの基本方針を定めました。

また、基本理念と基本方針を実現するため、新庁舎に必要な主要な機能を以下のように設定します。新庁舎において整備する具体的な機能・方策については、第4章で設定します。

基本方針 1

小矢部市の安全を守る災害時対策拠点施設
～様々な災害に対応可能な安全・安心な庁舎～

基本方針 2

小矢部市の行政サービスの拠点施設
～市民に親しまれ、使いやすい庁舎～

基本方針 3

小矢部市のまちづくりの拠点施設
～「人と人」「人とまち」「まちとまち」がつながる庁舎～

基本方針 4

執務環境に優れた行政運営の拠点施設
～機能的で効率的な執務空間が整備された庁舎～

基本方針 5

環境にやさしいゼロカーボンライフ実現拠点施設
～省エネ・創エネに対応した環境共生型庁舎～

主要な機能

① 災害対策拠点機能

② 窓口・相談機能

③ 市民交流機能

④ 議会機能

⑤ 執務機能

⑥ ユニバーサルデザイン

⑦ 維持管理の容易性、
経済的に優れた機能

⑧ 環境配慮機能

第3章 新庁舎整備にあたっての組織配置の整理（分散から集約へ）

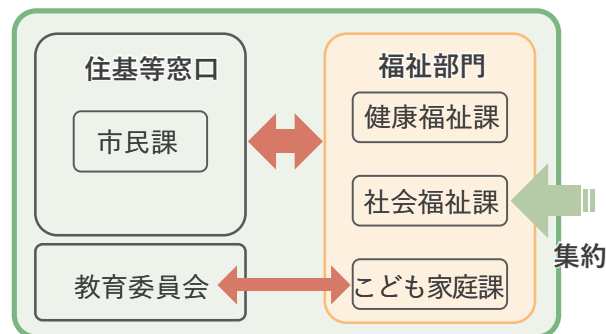
1. 分庁舎機能の現状

現在、福祉部門（健康福祉課、社会福祉課、こども家庭課）は庁舎から約2km離れた総合保健福祉センターに有しているため、市民が窓口手続きを行う際、2つの庁舎を往来せざるを得ない場合があり、子育て世帯、高齢者、障害者から改善を求める多くの声が寄せられています。

2. 分庁舎機能集約の基本的な考え方

(1) 市民の利便性の向上

戸籍の届出や住民異動届の手続きの際の利便性向上を図るため、福祉部門3課の窓口業務を中心に本庁へ集約し、市民課を含めた窓口サービスの『ワンフロア化』を目指します。また、『妊娠・出産、子育てに関する一体的な支援体制』を構築するため、こども家庭課を本庁へ集約し、教育総務課との連携を強化します。



(2) 職員の事務効率の向上

関係課間の連携強化、移動時間の短縮等を目指し、効率的な自治体運営体制を構築します。

(3) 既存施設の有効活用

総合保健福祉センターの有効活用により、新庁舎の延べ床面積を抑制します。

3. 分庁舎機能集約方法の比較

下表の比較により、新庁舎の整備にあたっては、市民の利便性向上、職員の事務効率向上及び既存施設の有効活用が図れる、案2「総合保健福祉センター母子健診室等有効活用型」の集約方法とします。

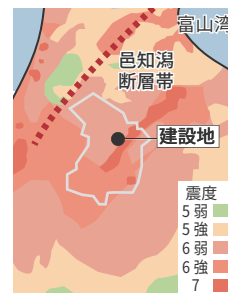
			案1	案2
			福祉機能集約型	総合保健福祉センター母子健診室等有効活用型
			- 福祉部門3課の職員を本庁に配置する。 - リハビリルーム、栄養指導室機能を除く福祉機能をすべて本庁へ集約する。	- 福祉部門3課の職員を本庁に配置する。 - 一般的な手続業務及び個別相談業務を本庁へ集約する。 - 母子健診、ことばの教室等の業務は、総合保健福祉センターの特別諸室を活用する。
1	福祉機能の集約イメージ	福祉部門の配置		
		福祉配置諸室の		
3	集約により新庁舎に新たに必要となる駐車台数（職員用含む。）		60 台程度	40 台程度
4	集約により新庁舎で対応可能となる窓口業務件数		現在、市民課で案内している福祉機能の窓口業務（38件）すべてが対応可能。 出生届、婚姻届、住民異動届提出時の児童手当関係、医療費受給関係（こども医療、妊産婦医療、ひとり親医療、障害者医療）、介護保険関係等	

第4章 新庁舎の主要な機能

1. 災害対策拠点機能

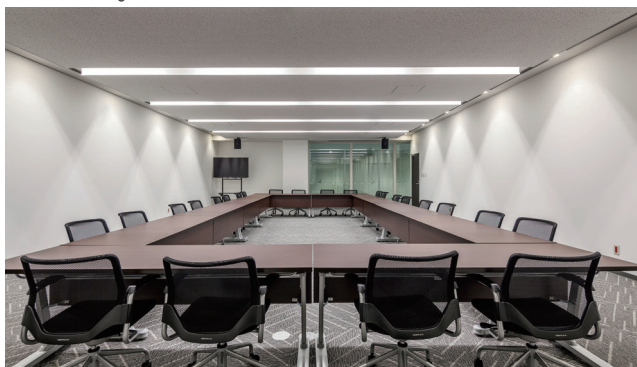
(1) 庁舎の安全性の確保

- ①近年多発する様々な自然災害に加え、小矢部市は最大震度7の地震リスクを抱えているため、本庁舎はあらゆる災害に備えた災害対策拠点として整備します。
- ②災害対策拠点として十分な耐震安全性を確保するため、大地震が発生しても構造体を補修することなく使用できることを目標とし、耐震性能、構造形式を検討します。



(2) 災害対策拠点施設としての機能充実

- ①様々な災害発生時に、災害対策本部等を速やかに設置でき、関係機関とのスムーズな連携や、情報の収集・共有・発信ができるよう、必要な設備機器等を備えた災害対策室（大会議室）を検討します。また、市長室、市長公室を同フロアに配置し、一体的に活用することで、災害対策本部として迅速な初動対応や、応急対策を実施できる体制を構築します。
- ②災害時における市民や帰宅困難者の一時的な滞在への対応も考慮し、エントランスやロビー等のスペースの確保や、非常時に必要な設備の設置を検討します。
- ③罹災証明や災害見舞金の支給受付など、被災者支援に関する業務を行うスペースを確保します。
- ④災害対策活動の初期に必要な非常食や、資機材を備蓄する十分な防災備蓄スペースの整備を、既存の防災備蓄倉庫と一体的に検討します。
- ⑤災害時の支援設備としてマンホールトイレや、炊き出しスペースの庁舎外部への設置を検討します。
- ⑥駐車場についても、災害時における緊急車両の駐車スペースや受援のためのスペースへの活用を検討します。



災害対策室兼会議室の例（観音寺市役所）



災害対策本部の例（鈴鹿市庁舎）

(3) 発災後における業務継続のための機能確保

- ①災害時の業務継続を可能にするため、災害対策スペースの確保及びライフラインの途絶に備えた設備機器を検討します。
- ②行政サービス機能の維持が可能となる設備（非常用電源、災害時優先電話回線等）の設置を検討します。
- ③電力の受電、通信は複数ルートで引き込む計画を検討します。
- ④給水断絶時に備え、受水槽で水を確保します。
- ⑤下水道機能が停止した場合に備え、緊急排水槽の設置を検討します。
- ⑥インフラ断絶時でも災害対策本部や、サーバー室等は設備が稼働できる計画とします。
- ⑦浸水対策として受変電設備、自家発電設備、サーバー室等の重要設備機器は上層階設置とします。
- ⑧災害対策本部要員や受援者のための休憩・仮眠が可能なスペースを検討します。

2. 窓口・相談機能

(1) 窓口サービスのワンフロア化

- ①市民の利便性を考慮し、住民異動、市税、福祉など利用頻度が多く関連性の高い窓口は、1階へ集約し、総合案内所の設置を検討します。
- ②窓口のカウンターは、高齢者や障害者等も利用しやすい仕様を検討します。
- ③相談スペースの確保やプライバシーの保護など相談機能の充実を図ります。



窓口カウンターの例（小諸市庁舎）

(2) 待合スペース

- ①来庁者が待ち時間を快適に過ごすことができるよう、窓口の機能に応じたゆとりある待合スペースの設置を検討します。
- ②十分な広さのある待合スペースは、木質化を図ることにより、居心地の良い空間を目指します。
- ③子供連れの方に配慮した、キッズスペースや絵本コーナー等の整備を検討します。



待合スペースの例（港区役所庁舎）

(3) プライバシーの保護

- ①各窓口では、相談者のプライバシーに配慮し、各種の相談ができるよう、パーテーションや相談ブース、相談室等の設置を検討します。



半個室相談ブースの例（魚沼市庁舎）

(4) 玄関案内、サイン表示

- ①案内表示はピクトグラムや絵記号などを使用し、複数言語を併記することで、誰にでも分かりやすい計画とします。
- ②デジタルサイネージなどにより、各種窓口への円滑な誘導を行うほか、外国人へのわかりやすい案内にも配慮します。



ピクトグラムを用いた案内表示の例（上田市庁舎）

3. 市民交流機能

(1) 市民交流スペース

- ①人と人がつながり集える行政との協働可能なスペースを検討します。
- ②市民同士の交流を促す、誰でも気軽に利用可能な市民ロビーを検討します。

(2) 多目的スペース

- ①市政、市民活動及び企業活動等の情報を発信できる多目的スペースを検討します。

(3) 待合・喫茶スペース

- ①待合としても利用できる喫茶スペースを検討します。
- ②食堂を配置し、より市民に開放した食堂を検討します。



多目的スペースの例（小諸市庁舎）



情報コーナー（田辺市庁舎）



食堂の例（港区役所庁舎）

4. 議会機能

- ①バリアフリー化された議場及び委員会室などの適切な配置を検討します。
- ②市民が利用しやすい傍聴席の配置を検討します。
- ③議会が円滑に行える設備を検討します。
- ④閉会期間や災害時における多目的な活用（会議室、災害対応職員休憩スペース、災害支援物資保管スペースなど）を見据え、本市に適した議場の在り方を検討します。
- ⑤車いす使用者及び親子での傍聴が可能なスペースを確保します。
- ⑥市民に開かれた議会となるよう、館内配信設備及び外部配信設備などの導入を検討します。
- ⑦議員控室は防音やセキュリティに配慮しつつ、室数及び面積の変動にフレキシブルに対応できるように検討します。
- ⑧議場は、様々な議場形式があることから、それぞれの長所や短所を踏まえて検討します。
- ⑨県産材を用いた市民が親しみやすい議場を検討します。



議場の例 -1（八潮市庁舎）



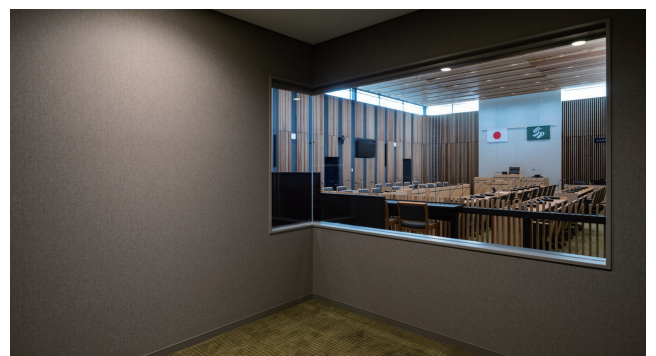
議場の例 -2（島田市庁舎）



車いす用傍聴スペースの例（田辺市庁舎）



バリアフリー対応の例（島田市庁舎）



親子用傍聴スペースの例（島田市庁舎）

5. 執務機能

(1) 適正な事務スペース等の確保による効率的な執務環境の整備

①将来的なペーパーレス化及びフリーアドレス化を見据えたユニバーサルレイアウトを検討します。

②執務環境の整備を目的とし、様々なレイアウトを検討します。

- ・職員が働きやすい執務空間
 - 窓口対応、通常執務、打合せ等を効率的に行うために必要となるスペースの確保。
- ・職員の移動負担の低減やコミュニケーションの円滑化
 - 各課の業務特性に応じた配置。
- ・業務効率の向上

→各種通知書の市民への発送や統計の集計等の作業に対応できる共用スペース、作業スペースを適切に確保。

③執務スペースの配置変更へ柔軟に対応するため、フリーアクセスフロア及び無線 LAN を導入します。

④D X 推進に適した庁内ネットワークと業務用デバイスの整備、来庁者のオンライン手続きのための設備の導入を検討します。



執務スペースの例 -1（観音寺市役所）

レイアウト形式の比較表

●：総務課 ●：財政課 □：自由席エリア ■：固定席エリア

	フリーアドレス	グループアドレス		固定席（従来型）
		部課長一体型	部課長固定型	
特徴				
	部署を問わず、好きな席で執務できる。	部署内で、好きな席で執務できる。 ひな壇に上司席を独立して配置する。		指定された席で、執務する。
メリット	①他部署の職員間のコミュニケーションの活性化が期待できる。 ②クリアデスク※促進効果が期待できる。 ③庁舎スペースを有効活用できる。 ④窓口の定型業務等がなく、外勤の多い部署等に適している。	①部署内の職員間のコミュニケーションの活性化が期待できる。 ②クリアデスク促進効果が期待できる ③職員の様子を把握しやすく、労務管理が容易。職員間のフォローが容易。 ④部署としての役割を發揮しやすい。		①秘匿性が高い業務に向いている。 ②職員の様子を把握しやすく、労務管理が容易。職員間のフォローが容易。 ③部署としての役割を發揮しやすい。
			議員、市民にとって部課長を認識しやすい。	議員、市民にとって部課長を認識しやすい。
デメリット	①職員同士の顔と名前の把握が難しくなり、交流が希薄になる可能性がある。 ②職員の様子を把握しにくく、労務管理が困難。	①グループの規模や配置によって、デッドスペースが生まれる可能性がある。		①業務の遂行上関わりの少ない人とのコミュニケーションが少ない。 ②デスク周りに書類や筆記用具等が放置される恐れがある。

※机の上に物を置かず常に片付いた状態にすること。

【庁舎 DX ガイドブック（東京都作成）を一部加工】

(2) 会議 / 打合せスペースの適正な数と規模

- ①適正な数と規模の会議室、打合せスペースを配置します。
- ②間仕切りのある会議室とオープンな打ち合わせスペースを設け、コミュニケーションのスタイルに応じて使い分けを行います。また可動間仕切り等を備えることで、ニーズに応じた利用ができるように整備し、空間の有効活用を図ります。
- ③会議室、打合せスペースを共用化し、効率的な運用を図ることで、庁舎のコンパクト化を図ります。
- ④会議室に液晶ディスプレイを設置するなど、オンライン会議やペーパーレスに対応した設備の導入を検討し、環境配慮、コスト削減、資料漏えいの防止等を目指します。

(3) 職員利用スペース

- ①職員更衣室は最低限の設置とし、執務室内に収納ロッカー、衣類掛けスペース等の配置を検討します。
- ②職員のランチスペースを兼ねた打合せスペースの設置を検討します。

(4) 文書収納スペース

- ①書庫・倉庫は現状の文書量等の把握を行い、将来的に必要な面積を検討し、計画します。
- ②文書の電子化及びペーパーレス化を図り、書類量の低減を進めます。
- ③保存年限に応じて閲覧頻度の高い文書を庁舎内に保管し、閲覧頻度の低い文書は庁舎外への保管を検討します。

(5) セキュリティ・プライバシー

- ①執務スペースと来庁者利用スペースを明確に区分し、個人情報などの情報管理に適した配置とします。
- ②庁舎閉庁時の延長窓口や休日窓口、市民交流スペース等の利用のために、業務エリアとは明確に区分された動線を確認することを検討します。
- ③庁舎への人の出入りを適切に管理するため、各ゾーンや諸室のセキュリティ重要度に応じ、入退室管理システム等の導入を検討します。



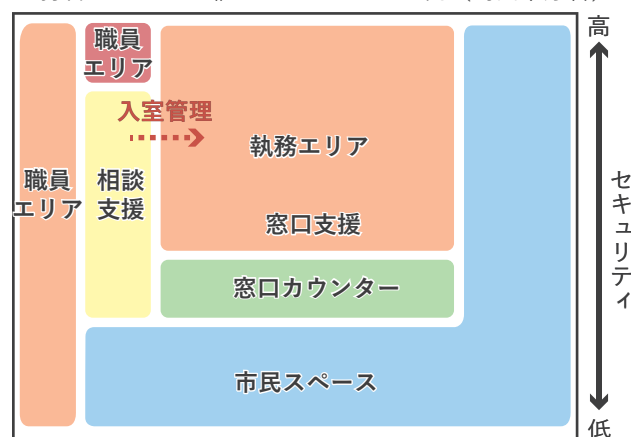
会議室の例（八潮市庁舎）



オープンな打合せコーナーの例（八潮市庁舎）



打合せスペース兼ランチスペースの例（島田市庁舎）



レベル5 職員の出入りが制限されるエリア（書庫・サーバー室など）

レベル4 職員が自由に出入りできるエリア

レベル3 市民が案内され、出入りできるエリア

レベル2 職員が市民への対応を行うエリア

レベル1 市民が自由に出入りできるエリア

6. ユニバーサルデザイン

(1) ユニバーサルデザイン

- ①全ての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、多世代、多様性を受け入れる庁舎を目指します。
- ②初めて来庁される方でもわかりやすい、シンプルで視認性等にも配慮した平面計画を目指します。
- ③エレベーターや階段、トイレ等は視認性に配慮し、分かりやすい配置となるように検討します。
- ④サイン計画では、高齢者や障害者、外国人等、誰にでもわかりやすい案内表示となるよう、絵や図、カラー表示を利用し、多言語表記を行うよう検討します。また視覚や、触知によるサイン機能なども検討します。
- ⑤高齢者や車いす利用者、妊婦、乳幼児連れ、オストメイト等に対応した多目的トイレの設置を検討します。
- ⑥子供連れの方でも安心して来庁できるように、授乳室、おむつ交換スペース及びキッズスペースの設置など、子育て支援機能の充実を図ります。



ユニバーサルデザインの採用例

(2) バリアフリー

- ①雨にぬれず段差のないバリアフリー動線を確保した駐車場、駐輪場等の整備を検討します。
- ②庁舎内の廊下は、車いすやベビーカーを利用する来庁者に配慮し、段差の解消や、ゆとりがある廊下幅員、転回ができるスペースを設け、安全かつ快適に移動できるよう検討します。
- ③上下階への移動が容易となるように、エレベーターを設置します。



庇のある駐車スペースの例（田辺市庁舎）



分かりやすい案内表示の例（上田市庁舎）



庇のある駐車スペースの例（観音寺市役所）

7. 維持管理の容易性、経済的に優れた機能

(1) ランニングコストの軽減・施設の長寿命化に配慮した構造と設備の導入

- ①受変電設備などの重要機器は、水害のおそれがない上階に集約し、メンテナンスが容易なスペース、動線及び機器を検討します。
- ②設備機器のランニングコストを比較検討し、最も効率的な設備の導入を検討します。
- ③床・壁・天井などの内部空間や外壁面などには、汚れにくく清掃のしやすい仕上げ材を採用することにより、清掃作業のしやすさと維持管理費用の縮減に配慮した計画とします。
- ④配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守などが容易に行えるよう配慮し、適切なメンテナンススペースをあらかじめ確保します。



十分なメンテナンススペースの例（神奈川県東庁舎）



清掃のしやすい床仕上げ材の例（神奈川県東庁舎）

8. 環境配慮機能

(1) 空調負荷の低減

- ①日射や室内外の温度差による熱損失、熱取得の低減に努め、冷暖房の使用エネルギー量の削減を目指します。
- ②ルーバー、庇、Low-E ガラス等の設置により、日射による空調エネルギーの増大の削減を目指します。
- ③外壁、屋根等の断熱性能を高める他、窓への複層ガラスの採用など、外気温の室内への影響を抑える計画を検討します。

(2) 省エネルギー化の推進 ZEB Ready

- ①省エネルギー化を推進し、ZEB Ready※を達成します。また、再生可能エネルギーの積極的な活用を図ります。

※「再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物」

- ②LED 照明等、効率の良い設備機器や照明・空調センサー制御等の導入を検討します。

(3) 自然エネルギー等の有効活用

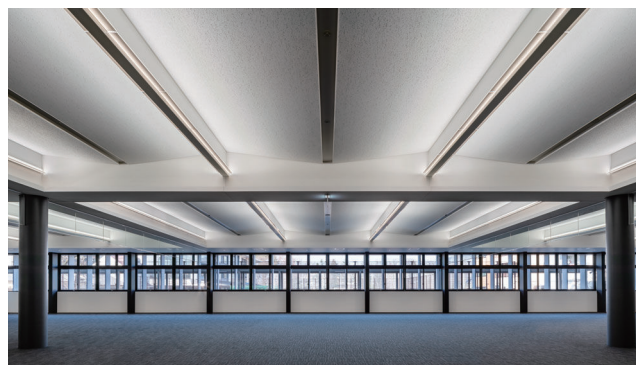
- ①地域の気候や立地特性を踏まえ、自然採光や通風などは、機械に頼らず多く取込む計画とします。

(4) エコマテリアルの利用

- ①内外装にはリサイクルが容易で、環境負荷の少ないエコマテリアルの採用を検討し、環境負荷の低減を図ります。



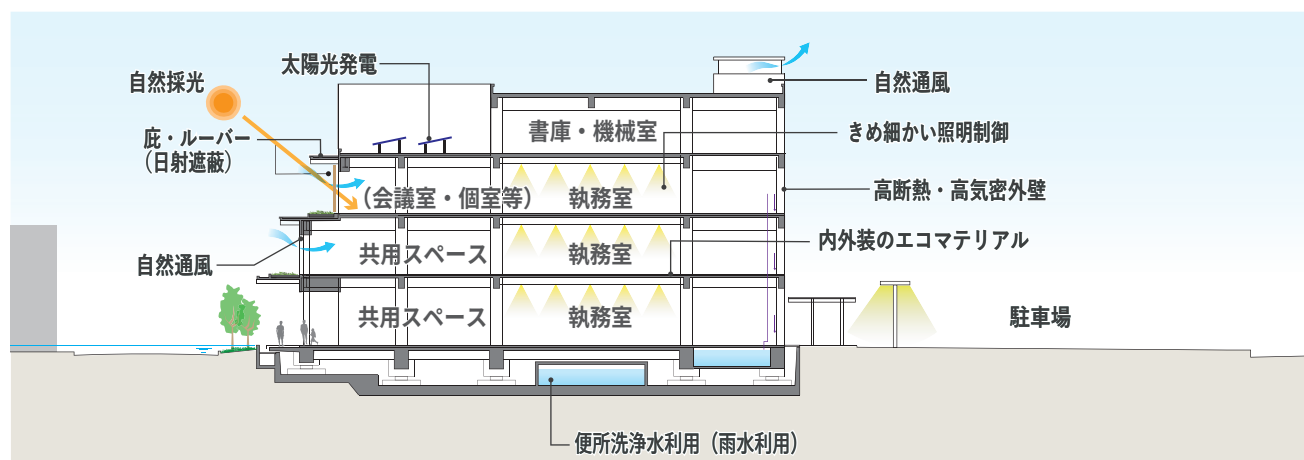
ルーバー、庇の例（五ヶ瀬町役場新庁舎）



空調・照明を一体とした例（上田市庁舎）



太陽光パネルの設置例（神奈川県東庁舎）



環境配慮型庁舎のイメージ

第5章 新庁舎の規模

1. 職員数の設定

基本計画段階の入居部署について、現時点（R6.10.1 現在）の組織構成を示します。今後の組織改編に関しては、設計段階にて反映するものとします。

庁舎等		課名等	職員数(人)	
現本庁舎	1F	定住支援課	6	79
		税務課	15	
		上下水道課	14	
		民生部長	1	
		市民課	28	
		生活環境課	9	
		会計課	6	
	2F	市長	1	44
		副市長	1	
		企画政策部長	1	
		企画政策課	10	
		デジタル推進課	6	
		総務部長	1	
		総務課	12	
		財政課	9	
		行政マネジメント課	3	
	3F	議会事務局長	1	6
		議事調査課	5	
	4F	産業建設部長	1	45
		農林課	19	
		(農業特産物推進協議会)	1	
		都市建設課	12	
		商工立地振興課	3	
		観光課	6	
		(観光協会)	3	
	5F	教育長	1	22
		教育委員会事務局長	1	
		教育総務課	9	
		文化スポーツ課	11	
総合保健福祉センター	1F	健康福祉課	27	56
		(介護保険組合職員)	4	
		社会福祉課	9	
		こども家庭課	16	
		合計		252

2. 建物の規模

(1) 建物規模の算定

	算定方法	職員1人あたり延床面積	職員数	庁舎の規模
(ア)	現庁舎の延床面積を 基にした算定方法	29.1㎡/人	252人 (新庁舎想定職員数)	7,333.2㎡
(イ)	同規模他自治体の事例を 基にした算定方法	24.3㎡/人	252人 (新庁舎想定職員数)	6,123.6㎡
(ウ)	一般単独災復旧事業債の 基準面積を 基にした算定方法	35.3㎡/人	193人 (新庁舎想定職員数 (定数内職員185人))	6,812.9㎡

(2) 建物規模の考え方

新庁舎では、組織配置の整理による職員数の増加が予定されることから、建物規模は、現庁舎（約 5,700 ㎡）に比べて大きくなることを見込まれます。

（参考：総合保健福祉センター福祉部門の執務スペース約 500 ㎡）

現庁舎の延べ床面積を基に算定した（ア）の場合、建物規模が大きく膨らむため、新庁舎の建物規模の設定にあたっては、ペーパーレス化による文書量の削減や、働き方改革の推進を踏まえた執務スペースの効率的なレイアウトを検討するなど面積の縮減に努めることとし、（イ）（ウ）の算定方法を参考に、新庁舎の延べ床面積は 6,100 ㎡～ 6,800 ㎡の間で検討を進めます。

3. 駐車場等スペースの規模

(1) 駐車場必要台数の算定

	来庁者用	公用車用	職員用	合計
現庁舎の 駐車可能台数	68 台	24 台（敷地内） 13 台（敷地外）	80 台	185 台
組織配置の整理に よる増加見込み	12 台	8 台	20 台	40 台
合計	80 台	45 台	100 台	225 台

新庁舎敷地

第1職員駐車場
第2職員駐車場
防災備蓄倉庫前ほか

(2) 駐車場スペース規模の考え方

①新庁舎敷地の駐車台数は、組織配置の整理による来庁者用、公用車用及び職員用駐車場の増加を考慮し、125 台程度の確保を目指します。

②職員駐車場については、現状どおり職員 1 人につき、月の半分を庁舎近辺にて確保する運用とし、本庁舎周辺に 100 台程度確保できるよう検討します。残りの月半分については現状どおり、旧勤労青少年ホーム駐車場など、少し離れた場所での確保となります。

③新庁舎駐車場の利便性を高めるため、車いす用駐車区画、障害者等用駐車区画及び車寄せスペースを配置します。

(3) 駐輪場スペース規模の考え方

新庁舎の駐輪台数は、組織配置の整理による来庁者及び職員の増加を考慮し、25 台程度の確保を目指します。

4. 必要諸室

必要諸室及びその面積については、職員アンケート及び各課ヒアリングなどの各種調査を行い、基本設計の中で与条件を整理し設定します。また、執務室については、ペーパーレス化による文書量の削減、フリーアドレス及びグループアドレスを見据えたユニバーサルレイアウトを検討することにより、省スペースで働きやすい執務空間を検討します。



ロッカー室の例（島田市庁舎）



職員休憩室の例（島田市庁舎）



授乳室の例（田辺市庁舎）



給湯室の例（神奈川県東庁舎）



作業室の例（田辺市庁舎）



サーバー室の例（田辺市庁舎）

第6章 新庁舎の施設計画

1. 敷地の概要

(1) 建設地について

現庁舎敷地内で整備する新庁舎は、市民交流プラザ、市民体育館、市民図書館、小中学校などの公共施設のほか、あいの風とやま鉄道、警察署、消防署、商工会などの施設が周辺に集積しており、都市機能が集約されたエリアの中心となります。

また、西側商店街の賑わいに対して、新庁舎は東側の賑わいの拠点となり、双方が連動することで、まちの回遊性が高まることを目指します。



(2) 敷地境界の整理

道路境界線について

本敷地の東西南北は以下の県道及び市道に接しています。

北：市道細工町小矢部線	幅員 3.8m	(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)
東：県道今石動上野本線	幅員 10.9m	(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)
南：市道本町上野団地線	幅員 8.8m	(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)
西：市道本町新田線	幅員 5.4m	(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路)

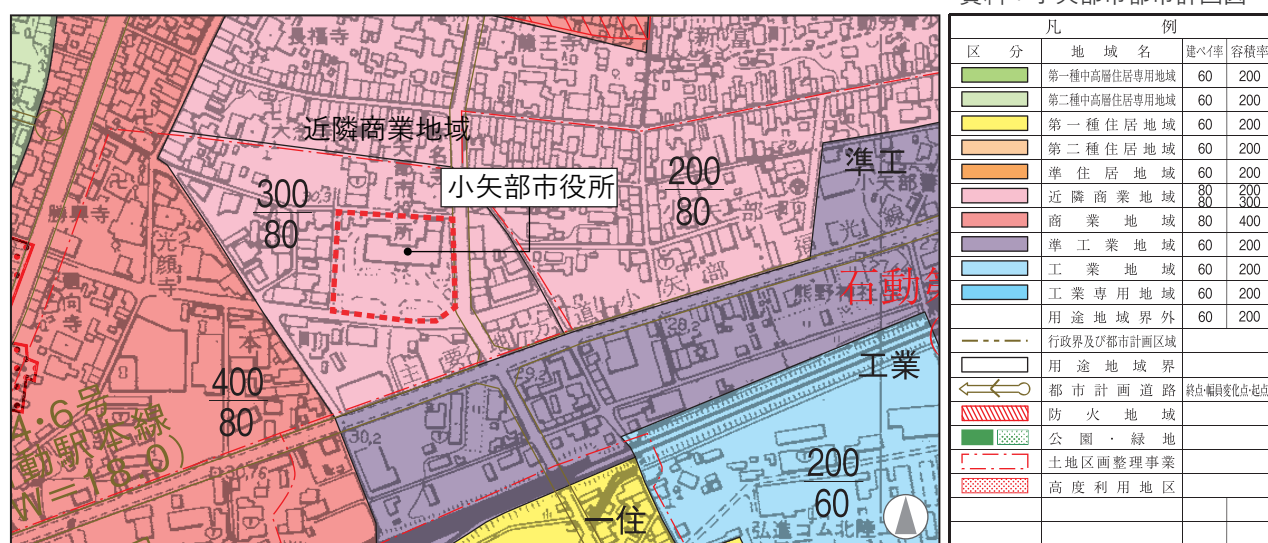
(3) 法的条件の整理

①建築基準法による基本条件の整理

所在地	富山県小矢部市本町 1 番 1 号
敷地面積	7,094 m ²
用途地域	近隣商業地域
建蔽率	80%
容積率	300%
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
日影規制	なし

②用途地域と高度地区

資料：小矢部市都市計画図



③日影による中高層の建築物高さ制限について

本敷地は近隣商業地域のため、日影規制はありません。また、周辺の商業地域・準工業地域にも日影規制はありません。

2. 建物配置エリア

- ①新庁舎は現庁舎の駐車場エリアに建設します。
- ②車、路線バス、駅など様々な交通機関を利用する来庁者に対して、対応できるように多方向に出入口を計画し、利便性を高めます。



各エリア配置・周辺道路整備の計画

3. 周辺道路改良計画

安全性及び利便性を考慮し、駐車場の出入口を東西1か所ずつとした場合、以下の道路改良が必要と考えます。

- ①駐車場への進入車両に起因する渋滞を緩和するため、東側道路（〔A〕県道今石動上野本線）の拡幅を検討します。
- ②南西角の交差点を曲がり易くするため、西側道路（〔B〕市道本町新田線）の拡幅を検討します。
- ③歩行者の安全性を高めるため、南側道路（〔C〕市道本町上野団地線）の歩道拡幅を検討します。
- ④北側道路（〔D〕市道細工町小矢部線）の片側通行を解消するため、拡幅を検討します。

4. 階層の比較とフロア構成

(1) 階層の比較

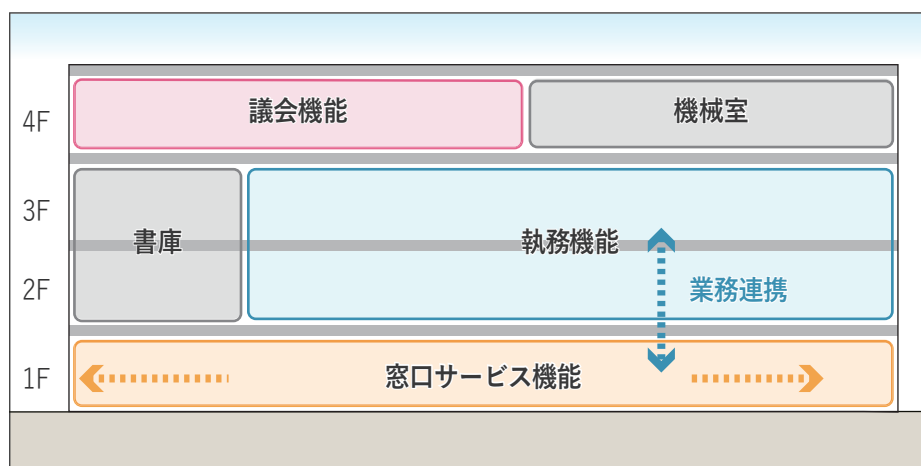
下図の比較検討より、窓口サービス機能のワンフロア化と、必要な駐車スペースが確保できるバランスの良い「4 階案」を基本に検討します。この案は、駐車区画の充足率が 100% で、上下移動が少ないため、市民や職員にとって利便性が高くなります。また、工期は 18.5 ヶ月と標準的であり、建設面でも効率的です。一方、3 階案は工期短縮の利点があるものの、駐車スペースが不足し、5 階案は上下移動が多く工期が延びるなどの欠点があります。

		3階案		4階案		5階案
階数						
駐車区画充足率	×	80%	○	100%	◎	110%
市民利便性	○	1フロアに集約	○	1フロアに集約	×	2フロアに分散
職員利便性	◎	上下移動が少ない	○	上下移動が少ない	△	上下移動が多い
工期	◎	18 ヶ月 階数が少なく 工期短縮	○	18.5 ヶ月 標準	△	19 ヶ月 階数が多く 工期延長

(2) フロア構成

市民の利便性と職員の業務効率を最大限に高めるために、各階の機能を適切に分配します。下図に、各階の具体的な配置計画を示します。

- ① 1 階は、市民サービス機能をワンフロアに集約し、市民の利便性を高めます。
- ② 2 階及び 3 階には、執務機能をまとめて配置し上下移動の距離を短くすることで業務連携の向上を図ります。
- ③ 4 階には、行政関連部署との動線が交わらない議会機能を配置し、独立性を確保します。また、利用頻度の低い機械室を配置します。

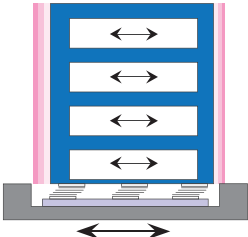
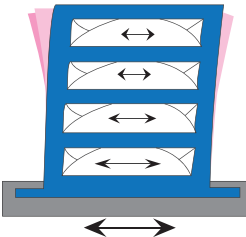
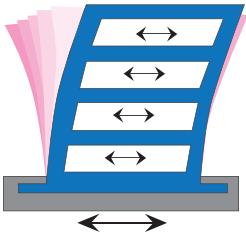


5. 構造計画

- ①新庁舎は近年頻発する大規模な地震等による教訓などを参考に、災害発生時に本市の災害対策拠点としての機能が果たせるよう、十分な耐震安全性を備えた施設とします。
- ②災害対策拠点として十分な耐震安全性を確保するため、大地震が発生しても構造体を補修することなく使用できることを目標とし、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における最高水準の耐震性能（Ⅰ類、A類、甲類）を目指します。
- ③耐震性能を確保するための構造形式は、「免震構法」「制振構法」「耐震構法」がありますが、各々の特性や整備コスト及びライフサイクルコスト等の観点から総合的に判断し、最適な構造形式を採用します。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修することなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修することなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類の外部及び特定室	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修することなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性の分類と目標

構法	免震構法	制振構法	耐震構法
特徴	 建物と地面を切り離し、地震の揺れを直接建物に伝えない	 地面の揺れを吸収し、建物の変形劣化を抑える	 揺れに耐えるため、構造体を強固に一体化する
建物の損傷	ほとんどない	少ない	少ない
工期	長い	普通	短い
コストパフォーマンス	110%	105%	100%
維持管理	免震装置の維持管理（定期・臨時点検）	大地震に制振装置の臨時点検	—

構造形式の一般的な比較

6. 県産材の活用

地域経済の活性化と森林資源の健全な循環を図るため、「国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「富山県県産材利用促進条例」を参考に、県産材の積極的な活用を検討します。



天井の木質化の事例（島田市庁舎）



壁、家具の木質化の事例（八潮市庁舎）



天井の木質化の事例（観音寺市庁舎）



家具の木質化の事例（田辺市庁舎）

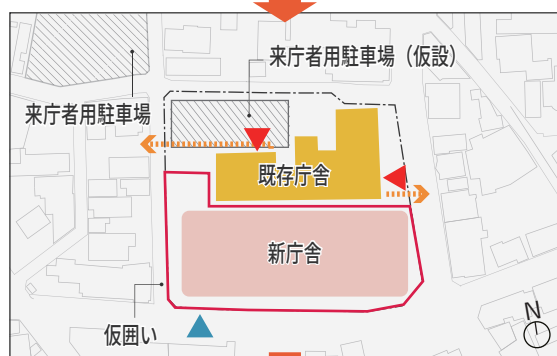
7. 段階整備計画

現地建替えの為、工事期間中の来庁者の安全確保及び敷地の有効活用等を計画し、以下の段階的な整備が必要となります。



(ア) 既存車庫、倉庫解体撤去、仮設駐車場整備 令和 7 年度

既存の車庫・倉庫を解体・撤去ののちに既存庁舎の北側に仮設駐車場を整備します。



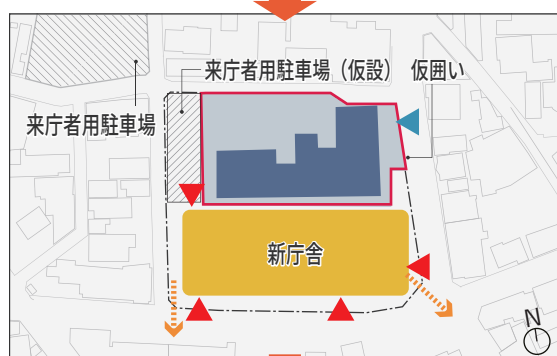
(イ) 新庁舎 本体工事 令和 8 年度～令和 9 年度

既存庁舎を利用しながら、現来庁者用駐車場エリアに新庁舎の建設工事を行います。この際、来庁者は既存庁舎北側の仮設駐車場と職員用駐車場を利用します。



(ウ) 引越し、開庁準備 令和 9 年度 終わり頃

本体工事完了後、開庁に向けて既存庁舎からの引越しなど準備を行います。既存庁舎利用の間は仮設駐車場と敷地北側にある駐車場を利用します。



(エ) 部分供用開始、旧庁舎解体、駐車場整備 令和 10 年度 始め頃

新庁舎開庁後、既存庁舎の解体工事を行い新たな駐車場を整備します。既存庁舎解体中は、南側からのアクセスを基本とし一部敷地内に来庁者用の駐車場を設けます。



(オ) 新庁舎 全面供用開始 令和 10 年度 終わり頃

敷地内に来庁者用・公用車の駐車場を完備し、新庁舎の全面供用を開始します。敷地北側は職員用の駐車場として従来通り利用します。



第7章 新庁舎の事業計画

1. 事業手法の検討

- ①公共施設整備の事業手法は、設計、施工をそれぞれ別で発注する従来手法（設計・施工分離発注方式）のほか、官民連携手法として設計・施工を一括で発注する DB 方式、設計・施工に加え、運営・維持管理までを一括で発注する DBO 方式、民間の資金や活力を効果的に取り入れた PFI 方式等があります。
- ②本整備計画では、DB 方式、PFI 方式等の「設計施工一括発注方式」と比べ、迅速な施設整備が可能となる「設計施工分離発注方式」（従来方式）を採用します。

①従来手法（設計・施工分離発注方式）	
公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設、維持管理について、業務ごとに仕様を定め、民間事業者に個別に発注等を行う手法。	
メリット	デメリット
・迅速な施設整備が可能。 ・設計完了後に施工者選定を行うため、競争原理によるコストメリットを最も享受できる。	・実施設計終了後の施工会社からの提案は限定的である。
②DB 方式（Design Build）	
公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設を包括的に民間事業者に委託する手法。維持管理は、従来手法と同じく個別に発注等を行う。	
メリット	デメリット
・設計開始初期から施工者が関わるため、早期から施工技術の反映が可能。	・施工重視・コスト重視の設計になりやすい。 ・施主の要望が適正に反映されているか、判断が難しい。
③DBO 方式（Design Build Operate）	
公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で民間事業者に性能発注する手法。	
メリット	デメリット
・設計施工維持管理一括での業務範囲の広がりによるコスト削減効果が期待できる。	・施工重視・コスト重視の設計になりやすい。 ・施主の要望が適正に反映されているか、判断が難しい。
④PFI 方式（Private Finance Initiative）	
民間事業者が自ら資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で性能発注により行う手法。	
メリット	デメリット
・民間ノウハウの発揮余地が大きい。	・DBO 方式と比較すると、民間資金調達での金利差分のコスト増傾向にある。

事業方式	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
従来方式	基本計画・設計	実施設計	ゼネコン選定期間	工事施工	● 供用開始	
DB 方式・DBO 方式	基本計画・設計	ゼネコン選定期間	実施設計	工事施工	● 供用開始	
PFI 方式	基本計画	要求水準書作成・入札公告、事業者落札	基本設計	実施設計	工事施工	● 供用開始

2. 財政計画

(1) 概算整備費

基本構想【改訂版】において、建替えの場合は約 46.2 億円（近年の他庁舎実績）と試算したところですが、建築資材価格及び人件費は年々上昇しています。また、本計画において整理した機能及び設備などについても、その費用を見込む必要があります。

引き続き設計を進めていく中で、費用対効果などを踏まえた比較検討を行いながら整備費の縮減に努め、概算事業費を算出するとともに、ライフサイクルコスト（建設費、光熱水費、改修費、修繕費、維持管理費などの建物に係る生涯費用）の縮減にも努めます。

(2) 財源

①財源については、地方債、国庫補助金、庁舎整備基金及び一般財源で対応します。

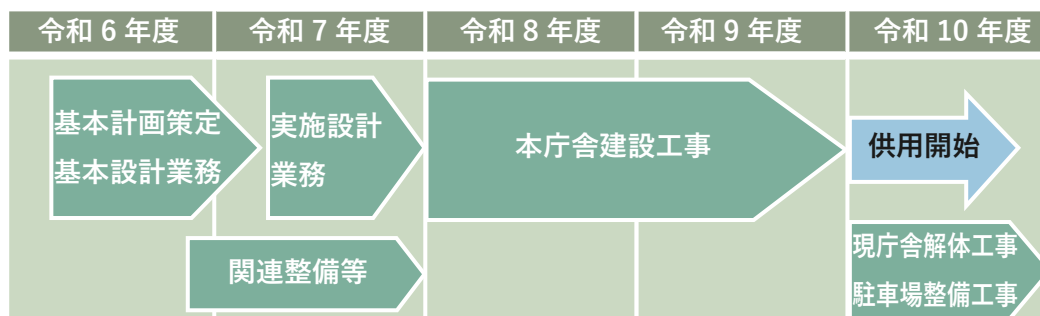
②将来世代との負担公平性の観点から、地方債の借入れを行います。国からの財政支援措置の高い地方債（一般単独災害復旧事業債、緊急防災減災事業債等）の活用を目指します。また、地球温暖化対策に資する設備等の導入を図ることから、国庫補助金の活用を目指します。

3. 事業スケジュール

今後の大災害に備え、災害に強い災害対策拠点を早急に整備する必要があることから、スピード感を持って、切れ目なく新庁舎の整備事業を進めます。

令和 6 年度及び令和 7 年度は、基本計画で示した新庁舎の機能、施設計画及び事業計画などを具体化するため、基本設計及び実施設計を行う予定です。

令和 8 年度から令和 9 年度までは建設工事を行い、令和 10 年度の供用開始を目指します。なお、供用開始後は、現庁舎を解体し、駐車場整備工事を行う予定としています。



小矢部市新庁舎整備基本計画

令和 6 年 11 月

小矢部市 総務部 財政課 庁舎整備推進班

〒932-8611 富山県小矢部市本町 1 番 1 号

TEL 0766-67-1760 URL <https://www.city.oyabe.toyama.jp/>